

一般社団法人高齢者ケア推進協会
会員規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人高齢者ケア推進協会（以下「当法人」という）の会員の入退会及び権利義務等について定めるものである。

第2条（会員の資格及び種類）

- 1 当法人の指定する手続きに基づき、当法人へ入会を申し込み、当法人の代表理事が承認したものを会員とする。
- 2 当法人は、(1)正会員、(2)賛助会員の2種類の会員を定める。なお、以下、2種類の会員を総称して「会員」という。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会された個人・法人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その活動を支援するために賛助会費を納入された個人・法人又は団体

第3条（入会申込みと承認・不承認）

- 1 会員となろうとする者は、当法人所定の入会申込書を当法人に郵送又はPDFファイルを電子メールによって送信する方法により入会申込みを行い、代表理事の承認を得なければならない。
- 2 当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある。
 - (1) 当法人の目的に賛同していない
 - (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある
 - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがある
 - (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
- 3 入会申込みが承認された場合、当法人は、当該入会申込みをした者に対し、すみやかに通知するものとする。
- 4 前項により入会申込みが承認された者の会員としての資格は、次の時点から生ずるものとする。
 - (1) 正会員 本規程第4条第1項に定める入会金及び年会費が当法人の指定する銀行口座に振込み入金されたとき
 - (2) 賛助会員 本規程第4条第3項に定める賛助会費が当法人の指定する銀行口座に振込み入金されたとき
- 5 当法人は、入会申込みが不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一

切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

第4条（入会金・年会費及び賛助会費）

- 1 正会員は、当法人の定款で定める事業年度（以下「事業年度」という）内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って入会金 10,000 円（税別）及び年会費 10,000 円（税別）（以下「会費等」という）を前納しなければならない。また、翌年以降の年会費は毎年3月に1年前納する。但し、事業年度の下半期の入会については、年会費を6,000 円（税別）とする。
- 2 会費等は、原則として当法人発行の請求書による前納一括払いとし、入会申込みが承認されたことを知らせる当法人からの通知を受け取ってから2週間以内に当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金をするものとする。
- 3 賛助会員は、当法人の定款で定める事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って賛助会費 100,000 円（税別）を前納しなければならない。また、翌年以降の年会費は毎年3月に1年前納する。但し、事業年度の下半期の入会については、賛助会費を50,000 円（税別）とする。
- 4 賛助会費は、原則として当法人発行の請求書による前納一括払いとし、入会申込みが承認されたことを知らせる当法人からの通知を受け取ってから2週間以内に当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金をするものとする。
- 5 本規程第7条2項の定めにより会員資格が自動更新された場合、年会費及び賛助会費は、更新後2週間以内に当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。
- 6 一度納められた会費等及び賛助会費については、如何なる理由をもっても返還しない。

第5条（会員の権利）

- 1 各会員は、以下の各号に定める権利を有するものとする。
 - (1) 正会員
 - ① 協会認定の動画サイトの利用
 - ② 協会認定のセミナー情報の提供
 - ③ 協会認定の教材、物品等の購入
 - ④ 正会員が協会認定プログラムの啓蒙活動を行う場合のサポート
 - ⑤ 当法人が保有する資料、データ、電磁的記録を閲覧、謄写又は複製すること。なお、これらは理事が承認したものに限るものとし、閲覧、謄写又は複製に際しては、当法人の定める費用を負担しなければならない
 - (2) 賛助会員

- ① 当法人が認定するセミナー資料、電子メディアにその企業名を掲載することができる。
 - ② 賛助会員は別途、当法人の求めに応じて活動ごとのワントタイム・スポンサーとなることができる。
その場合の賛助金額（或いは支援物品）は、別途当法人との合意により定めるものとする。
- 2 当法人は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に資料、データ、電磁的記録の閲覧、謄写又複製の機会を中断する場合がある。この場合、当法人は可能な限り速やかに再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。
- (1) 火災、停電等により提供ができなくなった場合
 - (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、暴動、争乱等により提供ができなくなった場合
 - (4) その他、運営上、技術上、一時的な中断を必要と判断した場合

第6条（会員の義務）

会員は、以下の各号に定める義務を負う。

- (1) 当法人の本規程に基づき定めるその他諸規程及び理事の決定に従う。
- (2) 当法人の会費等を本規程第4条の期限までに支払う（但し、本号の規定は正会員についてのみ適用される）。

第7条（会員資格の有効期間）

- 1 会員の資格の有効期間は、本規程第3条4項の時からから、進行中の事業年度末日までとする。
- 2 有効期間満了日の1ヶ月前までに、当法人又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規程に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

第8条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為
- (2) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 定款、会員規程に違反する行為
- (6) その他、当法人が不相当と判断する行為

第9条（任意退会の手続き）

会員は、1ヶ月以上前までに当法人所定の退会届を当法人に郵送又はPDFファイルを電子メールによって送信する方法によって届け出ることにより、任意に退会することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- （1）定款、本規程に違反したとき
- （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名するべき正当な理由があるとき

第11条（会員の資格の喪失）

前2条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）会費の納入が6ヶ月以上未納であるとき（但し、本号の規定は正会員についてのみ適用される）
- （2）死亡若しくは失踪宣告を受け又は解散（合併による解散を含む）したとき
- （3）社員全員の同意があるとき
- （4）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （5）除名

第12条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 1 会員が本規程第9条又は第11条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に支払った会費等、賛助会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第13条（通知及び連絡先）

- 1 会員は入会申込み時に名称（氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して書面あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規程に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メール又は書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に

通知することをもって通知が行われたものとみなす。

- 3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人の Web サイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規程に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

第 1 4 条 (権利帰属)

- 1 当法人が、提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとし、会員は、これを無断で利用することはできない。
- 2 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部又は全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等を行うことはできない。
- 3 前 2 項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

第 1 5 条 (免責及び損害賠償)

- 1 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害・特別損害・逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず責任を負わないものとする。
- 2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 1 6 条 (規程の追加・変更)

- 1 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の過半数の決定により定めるものとする。
- 2 当法人は、理事の過半数の決定により、本規程の全部又は一部を変更することができる。当法人により変更された本規程は、当法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束されるものとする。

第17条（準拠法及び合意管轄）

- 1 当法人の活動又は本規程に関して、会員に疑義が生じた場合には、当法人の代表理事に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
- 2 当法人の活動又は本規程に関して、会員と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。
- 3 会員と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（附則）

本規程は2020年5月1日からその効力を発する。